



発行所 ☎730-0012
 広島市中区上八丁堀8番10号
 建設業労働災害防止協会広島県支部
 発行人 高見誠一
 TEL(082)228-8250
 印刷所 広島市西区東観音町3番8号
 中外印刷株式会社
 TEL(082)291-4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建設防広島」の購読料が含まれています。 12月号

広島労働局・建設防広島県支部合同パトロール 建設業年末年始労働災害防止強調期間に実施

平成28年度建設業年末年始労働災害防止強調期間（平成28年12月1日～平成29年1月15日）の始まった12月2日、広島労働局と建設防広島県支部合同のパトロールを実施しました。今回はテレビ等で報道もありましたが、広島市西区商工センター内に建設中の超大型スーパー「(仮称)広島西部SCプロジェクト新築工事」現場をパトロールさせていただきました。当日は広島労働局より作田安全専門官と三宅安全衛生主任、建設防広島県支部から檜山支部長、常任委員5名と事務局長、支部駐在の落合安全管理士の合計10名が参加しました。広島合同庁舎における出発式の後、現場に移動し、鹿島建設㈱の池田現場事務所長様から説明を受けた後、パトロールを実施しました。

現場は、5階建て、縦95m、横250mの巨大な空母のような外見で、大型書店やフードコート等を中心とした回遊型の複合型商業施設で、各階と外構工事に約500名が作業されていました。広い店舗スペースには多くの高所作業車、ローリングタワー足場が設置され、天井部分の内装工事を行っていました。高所作業車では墜落防止のため、安全帯の使用がルールになっており、また作業の連絡打合せには、各職長がパソコンやスマートフォンから翌日の作業予定を入力し、元請が取りまとめ、午後の打ち合わせに利用する「e-現場調整Pro」システムが採用されていました。これから店舗ごとの内装工事が集中して行く中で、ITを利用した情報の共有化が効果を発揮すると期待されていました。年末年始の労働災害防止運動をさらに徹底、推進していただき、全工程無災害で工事を完成されるようお願いしました。



出発式風景



現場風景



現場風景



現場風景

目

広島労働局・建設防広島県支部合同パトロール	1
安全衛生推進大会案内	2
平成28年度広島県低層住宅建築工事安全対策協議会が開催されました	3
解体工事の労働災害防止に関する研修会が開催されました	4

次

労働災害防止について建設業法令遵守ガイドラインが改訂されました	5
建設業フィンガー・チェック運動をさらに県内全域に展開させるため、皆様の好事例を募集します!	6
労働災害発生状況講習・行事コーナー	7
(平成28年12月～平成29年3月)	8

第19回広島県建設専門工事業者団体等 安全衛生推進大会

日時 平成29年2月6日(月) 13:20~

場所 広島パシフィックホテル 2階会議室(広島市中区上八丁堀8-16)

大会趣旨

建設業労働災害防止協会では、平成6年度より平成22年度までは厚生労働省委託事業として、その後は広島県支部自主事業として「専門工事業者安全管理活動等促進事業」を推進しており、その活動の一環として、標記大会を開催しております。

専門工事業者に所属し、建設現場の第一線で、直接作業に従事する作業員が被災されることが多いことを踏まえ、専門工事業者の事業者自らの積極的な安全管理活動を促進することを目的としております。

県内建設業の労働災害に占める専門工事業者の発生割合は依然として高く、自主的安全管理活動も未だ十分に機能しているとは言えない状況にあることから、経営首脳者を始め関係者の安全衛生意識の一層の高揚を図り、労働災害の確実な減少に資するために、専門工事業者18団体と建災防広島県支部一丸となって、本大会を開催いたします。

主催 広島県建設専門工事業者団体
建設業労働災害防止協会広島県支部

後援 広島労働局

大会次第

- ・開会のことば 専門工事業者団体の代表者
- ・開会挨拶 建設業労働災害防止協会広島県支部
- ・後援者挨拶 広島労働局
- ・来賓祝辞 中国地方整備局
- ・功労者表彰 40名以内
- ・受賞者謝辞 受賞者代表
- ・祝辞 広島労務研究会
- ・安全衛生セミナー
- 演題1
「化学物質を取扱う建設現場のリスクアセスメントについて」
株式会社大林組広島支店 安全環境部長 浦田 哲明氏
- 演題2
「今求められる過重労働防止対策とストレスチェックについて」
建設業労働災害防止協会 安全管理士 落合 正典氏
- ・閉会のことば 専門工事業者団体の代表者

平成28年度 広島県低層住宅建築工事安全対策協議会が開催されました

去る、11月8日(火)午後1時30分から、広島合同庁舎会議室において、平成28年度の広島県低層住宅建築工事安全対策協議会が開催されました。協議会には特別委員の広島労働局健康安全課建設業担当安全専門官、広島県土木建築局建築課建築指導グループ主査のほか、低層住宅建築関係団体等から8団体10名、事務局等計14名が出席しました。

広島労働局安全専門官挨拶：「建設業の死傷災害が10月末現在、昨年同期より25件10.8%増加しており、死亡件数も昨年と同じ3件になった。9月に発注機関や関係業界団体宛て、墜落転落災害の防止を中心とした労働災害防止対策の徹底を要請しているが、これから年末年始の忙しい時期を迎えるので、更なる安全対策の徹底をお願いしたい。」

広島県建築指導グループ主査挨拶：「県は建築基準法などに定める建築現場の仮囲いの設置、現場からの落下物防止対策、火災防止対策を指導しており、この機会に再度徹底をお願いしたい。」

広島労働局安全専門官 説明「低層住宅の災害発生状況」「解体工事の安全措置」について

- (1) 今年1月～9月までに木造住宅など低層住宅建築工事において発生した、44件の死傷災害のうち52%の23件が墜落・転落災害で、このうち「はしご・脚立」からの災害が9人39%を占めていること。これらの災害を防止することが課題になる。
- (2) 建築物の解体工事は戦後の建物の解体がピークで、地震などの被災現場の解体作業等現場が多く、安全措置が不十分であり、解体作業の計画を作成し、指名された作業指揮者の指示のもと、墜落防止措置、飛来落下防止措置、解体機械等による挟まれ防止措置、保護具の着用等の徹底等の対策をしっかりとることが重要だ。

建災防広島県支部事務局 説明

- (1) 県内の安全指導者により約400現場のパトロールをしており、このうち約130現場の低層住宅現場パトロールの指導内容を項目別に55項目に分け、指摘項目ごとに具体的内容と件数を示した。
- (2) 低層住宅の墜落転落災害のうち「はしご・脚立」からの墜落転落災害が約4割を占めるといふ、労働局の説明を受け、全国建設業労災互助会・労働安全衛生総合研究所が取りまとめ冊子にした「墜落災害防止のための移動はしごの使用方法等について」により、安衛則によるはしご作業に関する規程、はしご災害の統計、災害事例とその具体的な対策等について紹介。
- (3) 脚立作業については、足場の特別教育の中で、従来建災防や、労働局のリーフレットで模範作業例とされている「脚立の天板に腰を掛けた作業」は、動作の反動で倒れて死亡災害が発生する等で足場の特別教育の資料や、最近の脚立メーカーの作業例等では「悪い例」とされている情報を提供。また、脚立事故に関する研究論文も安全関係雑誌に数点紹介されており、情報提供した。

意見交換：この中で、一側足場について、二側足場が設置できる場合であっても、一側足場としている場合があるとの問題提起があり、今後、これを二側足場にしていくよう各団体等で積極的に推進すべきことが今後の課題になるとの意見がありました。

解体工事の労働災害防止に関する研修会が開催されました

広島県内の建設現場において解体工事中の死亡災害が続発したため、本年11月22日に福山市三吉町の三吉コミュニティーセンター、11月28日に広島合同庁舎で広島労働局が主催し、建災防広島県支部が協賛し、「解体工事における労働災害防止のための研修会」が開催され、福山会場50社61名、広島会場53社62名の参加があり、会場には多くの関係者が集まりました。



広島会場の研修会風景

この中で、広島労働局橋本労働基準部長から、「全国では建設業の労働災害が死亡災害、死傷災害ともに確実に減少している中、広島県内では、ここ2、3年の減少から一転して増加に転じており、とりわけ解体工事に係る死亡重大災害が続発している現状にある。こうした傾向に歯止めを掛けるべく、今回の研修会を開催し、再発防止の徹底を呼びかけたい。」と挨拶がありました。研修に入り、作田安全専門官より、県内の建設業における労働災害の現状と解体工事に関する災害発生状況の説明があり、まず、東日本大震災や熊本地震の後の解体工事等の際の経験から、「解体工事安全作業に係る安全衛生法等の適用関係」と題して解体工事全般について、墜落・転落災害、飛来・落下災害、建設機械による接触災害の防止対策、木造家屋とビルの解体作業の留意点、石綿等の事前調査等項目別に説明がありました。

次に、建災防広島県支部の派遣講師として戸田建設(株)広島支店の蔵岡安全管理部長から、豊富なパワーポイント資料や写真を使いながら、解体工事災害の体験談を基に、支店が行う解体工事のノウハウを、事前調査、工法・工程の設定、解体工事担当作業所長へのノウハウ内容、店社の指導、解体工事協力会社に対する研修会の内容などの工事施工に伴う流れとルールを解説され、柱筋の確認から、ガラ落としの開口計画、窓ガラスの飛散防止、支保工の設置計画、外部足場からの落下防止対策、ボルトナットの飛散防止など災害事例と対策のポイントを丁寧に分かりやすく説明され、会場の参加者も熱心に聞き入っていました。

最後に広島県建設産業課、技術企画課等の担当者より、解体工事の建設業許可制度、建設リサイクル法の改正概要、建設業法による監督処分状況について説明がありました。

広島労働局では、解体工事は増加傾向にあり、死亡災害が毎年発生している現状から、このような研修会を開催することによって、解体工事に関する労働災害の現状を知ってもらい、具体的な防止対策を現場でしっかり実施してもらい、死亡重大災害の防止に役立ててもらおうよう、今後もこのような研修会を開催して行きたい、と話しておられました。

建災防広島県支部も引き続き、解体工事の災害防止対策の支援・協力を行う予定です。

安全な建設工事のために

適切な安全衛生経費の確保が必要です

- 労働災害防止について建設業法令遵守ガイドラインが改訂されました -

建設業の災害発生率は全産業の2倍で、墜落・転落、挟まれ巻き込まれ、土砂崩壊等死亡重大災害が多く発生し、長期的には減少してきましたが、ここ数年は増減を繰り返しています。

建設業では、発注者から元方事業者、関係請負人等の重層構造で工事を行うことから、労働災害防止のためには、実際に作業を行う関係請負人だけでなく発注者や元方事業者の安全に対する理解と対策の実施が必要です。

このような中、厚生労働省は「元方事業者による建設現場安全衛生管理指針（平成7年）」により、請負契約における労働災害防止対策の実施者、及びその経費の負担者等の明確化等を指導してきました。

さらに、国土交通省は、平成26年に「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者等の明確化の手順等を示しました。

1. 建設工事請負契約における労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」

労働安全衛生法は、元請人及び下請人に労働災害防止対策を義務付けており、それに要する経費は、元請人等が義務的に負担しなければならない費用です。つまり、労働災害防止対策に要する費用は「通常必要と認められる原価」に含まれるものであり、建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

2. 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

建設工事請負契約を締結する際は、次のような流れで、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担割合を明確化する必要があります。

(1) 元請人による見積条件の提示

↓
元請人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請人による労働災害防止対策に要する経費の明示

↓
下請人は、元請人から提示された見積条件をもとに、自ら負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積もった上、元請人に提出する見積書を明示する必要があります。

(3) 契約交渉

↓
元請人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請人から提出された「労働災害防止対策に要する経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請人と下請人は、契約締結の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、下請人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費を切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書等に明示することが必要です。

(1)～(4)の手順においては、建設業法上適切な対応が必要です。

次のような不適切な対応があれば、建設業法違反又は違反する恐れがあります。

- ・元請人が、あらかじめ見積条件において、下請人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメット等の労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為

➡ 建設業法第20条第3項に違反
- ・元請人が、あらかじめ契約書面において、下請人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメット等の労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為

➡ 建設業法第19条に違反

当該元請下請間の取引依存度などによっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ
- ・元請人が、労働災害防止対策に要する費用を差し引くなどにより、その結果、「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合

➡

3. 関係請負人においても2.と同様の措置が必要

いわゆる、「一次下請」や「二次下請」等の場合であっても、建設工事の下請契約の注文者となる場合は、「元請人」として2.と同様の対応が必要です。

建災防では、安全経費確保に係るアンケート調査を実施することとしております。皆様のご協力をお願いします。

建設業フィンガー・チェック運動をさらに県内全域に展開させるため、皆様の好事例を募集します！

建設業フィンガー・チェック運動につきましては、平成27年6月19日付広島労働局長より建災防広島県支部長宛て「『建設業フィンガー・チェック運動（指差確認）』の取組について」により、県下で運動の取組を展開するため、建災防に協力要請が行われたところであります。

県支部としましては、支部報「建災防広島」7月10日号等による運動開始の周知、県支部ホームページに広島労働局長要請文を掲載するとともに、「フィンガー・チェック10(対象・項目例)」、宣言文例(店社・現場)、現地書き込み用ポスター等のデータの掲載等を行い、大型のポスターを印刷し、各分会を通じ無料配付しました。

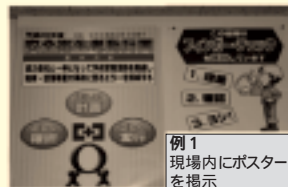
また、公表を同意された店社・現場を労働局からの情報提供により、その都度、建災防ホームページに掲載しており、平成28年10月末現在、労働局あて宣言店社が92店社、従前広島中央署あて宣言店社が60、現場で取組宣言された94現場の合計246の店社・現場が現在公表されています。

そこで広島労働局健康安全課と、協議し、この運動が全県下で展開されるためには、新しく取り組みを行おうとする店社・現場が、その必要性、展開の仕方、事例や取組の効果や課題等について、先行して取り組みをされている店社・現場の事例を参考にするための事例集を作成することといたしました。「建設業フィンガー・チェック運動」を展開されている店社・現場等の皆様の積極的な取組事例を、幅広く提供をお願いすることといたしました。

つきましては、大変お忙しい中、恐縮でございますが、各分会から事例提供の依頼があれば、積極的なご協力をお願いいたします。

建設業フィンガー・チェック運動見える化事例

～各現場で、それぞれに工夫して積極的にお取り組みいただいています～



例1
現場内にポスターを掲示



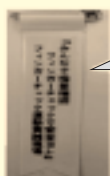
例2
足場に大型看板を掲示
(横3.6m・縦5.4m)



例3
オリジナルポスターを作成



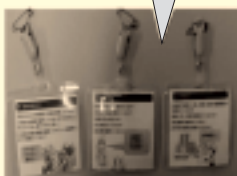
例4
具体的なフィンガー・チェック内容を表示



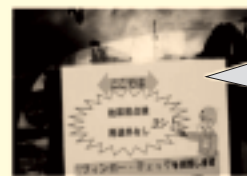
例5
標語を記載したリボンを作成



例6
足場にフィンガー・チェック運動スローガンの横断幕を設置



例7
フィンガー・チェック・カードを作成



例8
具体的なフィンガー・チェック箇所を表示
(重機の窓ガラスに貼付)

平成27年・28年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成28年10月末)

事故の型別	墜落	転倒	激突	飛来	崩壊	激突	はね	切れ	踏み	高温・低温	有害物質	感電	火災	交通事故	動作	その他	合計
平成27年	(1) 83	25	13	(1) 22	7	11	(1) 22	23	2	0	1	0	0	9	14	0	(3) 232
平成28年	(1) 93	31	13	(1) 16	9	10	26	21	2	2	2	2	0	(1) 12	17	1	(3) 257

()内は、死亡の内数

平成27年・28年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成28年10月末)

監督署別	全 産 業							建 設 業								
	平成27年			平成28年			増減数	平成27年			平成28年			対前年増減数	対前年増減数 (%)	建設業 / 全産業 (%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計			
広島中央	7	683	690	1	667	668	-22	2	65	67	1	72	73	6	9.0	10.9
呉	1	192	193	3	235	238	45	0	20	20	0	20	20	0	0.0	8.4
福山	3	432	435	4	445	449	14	0	42	42	1	55	56	14	33.3	12.5
三原	3	110	113	1	126	127	14	0	16	16	0	14	14	-2	-12.5	11.0
尾道	1	168	169	1	139	140	-29	0	20	20	0	19	19	-1	-5.0	13.6
三次	2	123	125	1	133	134	9	0	16	16	0	21	21	5	31.3	15.7
広島北	2	255	257	1	260	261	4	0	33	33	0	36	36	3	9.1	13.8
廿日市	2	201	203	1	217	218	15	1	17	18	1	17	18	0	0.0	8.3
合計	21	2,164	2,185	13	2,222	2,235	50	3	229	232	3	254	257	25	10.8	11.5

平成28年建設業死亡災害発生状況

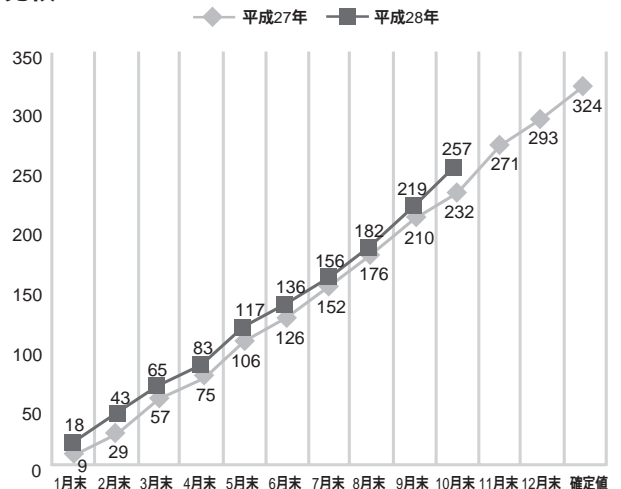
広島労働局 (平成28年10月末現在)

No.	発生日	職 種	職 種	性別	年齢	経験	事故の型	起因物	災 害 発 生 状 況
1	2月	建設業	作業員	男	40代	2年	崩壊・倒壊	建築物・構築物	木造家屋の解体工事中、落下してきたベランダの下敷きになった。
2	8月	建設業	作業員	男	40代	12年	墜落・転落	エレベーター	物の搬入作業のため工事用エレベーターを使用し、13階に上がったところ、エレベーターの床先と躯体のすき間から墜落したものを。
3	10月	建設業	設備機械工	男	30代	2年	交通事故 (道路)	乗用車	ワンボックスカーで建設工事現場に向け高速道路を走行中、中央分離帯を超え反対車線に飛び出して横転し、その後大型トラックが当該車両に衝突した。

広島県の建設業死傷災害月別発生状況の比較

平成27年・28年10月末発生

	平成27	平成28	増減%
1月末	9	18	100
2月末	29	43	48.3
3月末	57	65	14.0
4月末	75	83	10.7
5月末	106	117	10.4
6月末	126	136	7.9
7月末	152	156	2.6
8月末	176	182	3.4
9月末	210	219	4.3
10月末	232	257	10.8
11月末	271		
12月末	293		
確定値	324		



平成28年度講習計画

(平成28年12月～平成29年3月末までの計画)

建設業労働災害防止協会広島県支部

建設工事に従事する労働者の
ための安全衛生教育
「建設従事者教育」(6時間)
*要請により、随時実施(支部)

作業主任者技能講習の日程

足場の組立て等	実施場所	担当分会	型枠支保工の組立て等	実施場所	担当分会	木造建築物の組立て等	実施場所	担当分会
2月16～17日	福山市	福山	1月18～19日	広島市	広島	1月12～13日	福山市	福山
3月7～8日	広島市	広島						
			建築物等の鉄骨の組立て等	実施場所	担当分会	酸欠・硫化水素危険	実施場所	担当分会
地山の掘削及び土止め保工	実施場所	担当分会	2月7～8日	広島市	広島	2月10～11・13日	広島市	支部
2月14～16日	広島市	広島						

特別教育等の日程

足場の組立て等(3時間)	実施場所	受付分会	自由研削砥石取替え等業務	実施場所	受付分会	低圧電気取扱業務	実施場所	受付分会
12月14日	広島市	広島	1月24日	福山市	福山	12月15日	広島市	広島
1月28日	広島市	広島	2月15日	呉市	呉	1月18日	呉市	呉
2月6日	福山市	福山	3月6日	広島市	広島			
24日	広島市	広島				丸のこ取扱い作業	実施場所	受付分会
3月21日	広島市	広島				1月24日	広島市	広島
			巻き上げ機(ウインチ)運転	実施場所	受付分会	振動工具取扱作業	実施場所	受付分会
足場の組立て等(6時間)	実施場所	受付分会	1月17日	広島市	広島	3月2日	福山市	福山
12月20日	福山市	福山						
2月28日	呉市	呉						

職長等各種教育の日程

職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	木造解体作業指揮者教育	実施場所	受付分会	新総合工事業者のリスクアセスメント	実施場所	受付分会
12月12～13日	福山市	福山	2月2日	福山市	福山	2月22日	広島市	広島
1月25～26日	広島市	広島						
2月23～24日	呉市	呉	足場能力向上教育・ 足場点検実務者研修	実施場所	受付分会	車両系(整備等) 運転業務従事者教育	実施場所	受付分会
3月6～7日	福山市	福山	2月23日	広島市	広島	2月21日	福山市	福山
16～17日	広島市	広島						

* 詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。
なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部 (082) 228 - 8250

広島県支部各分会

広島分会 (082) 228 - 8252
呉分会 (0823) 22 - 6886
福山分会 (084) 924 - 4320

三原分会 (0848) 63 - 9920
尾道分会 (0848) 22 - 8918

三次分会 (0824) 62 - 4391
廿日市分会 (0829) 31 - 0196

ホームページアドレス

建災防広島県支部 <http://www.jcosha-hiroshima.jp/>
建災防広島県支部広島分会 <http://www.jcosha-hiroshima.jp/hirosimabunkai/>
建災防広島県支部福山分会 <http://fukubun.sakura.ne.jp/>
建災防広島県支部三次分会 <http://ww7.enjoy.ne.jp/~khm62/>